

ニューヤマザキデイリーストア 加盟に関する事前説明書

中小小売商業振興法および中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 平成29年4月1日

山崎製パン株式会社

目 次

項 目	頁 数	法（中小小売商業振興法）及び規則 （中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
ニューYDSチェーンへの加盟を希望される方へ	2		

第 I 部 山崎製パン株式会社について 1. 弊社の経営理念	3		
2. 事業者の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・重要な子会社の名称及び事業の種類・沿革等	4	施行規則第 10 条第 2 号 施行規則第 10 条第 5 号 施行規則第 10 条第 1 号 施行規則第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	9	施行規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	10	施行規則第 10 条第 4 号	
6. 売上・出店状況 (直近 3 事業年度加盟店数の推移)	13	施行規則第 10 条第 6 号 施行規則第 11 条第 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 (1)直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 (2)直近 3 事業年度の各事業年度内に解約された契約に係る店舗数 (3)直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	14	施行規則第 11 条第 6 号ロ 施行規則第 11 条第 6 号ハ 施行規則第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	14	施行規則第 10 条第 7 号	

項 目	頁 数	法（中小小売商業振興法）及び規則 （中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会 ガイドライン
第Ⅱ部 ニューYDSフランチャイズ契約の要点について 1. 契約の名称等	15		
2. 予想売上、予想収益の説明	15		2- (2) -イ 2- (3) -①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1)研修費 (2)営業保証金	16	小振法第11条第1号 施行規則第11条1号イ～ホ	2- (2) -ア-③
4. オープンアカウント、金銭貸付・貸付の 斡旋等の与信利率	16	施行規則第10条第13号 施行規則第10条第14号、第15号	3- (1) -イ-② 2- (2) -ア-⑤
5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1)加盟者に販売または斡旋する商品の種類 (2)商品の供給条件 (3)商品の配送頻度 (4)商品の返品 (5)推奨商品の選定等 (6)商品の代金の決済方法 (7)商品の販売方法 (8)商品の販売価格 (9)免許、許認可を要する商品の販売	16	小振法第11条第2号 施行規則第11条第2号イ、ロ	2- (2) -ア-① 3- (1) -ア 3- (3)
6. 経営の指導に関する事項	18	小振法第11条3号 施行規則第11条第3号イ～ハ	2- (2) -ア-②
7. 使用させる商標その他の表示に関する事項	19	小振法第11条第4号 施行規則第11条第4号イ、ロ	
8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	20	小振法第11条第5号 施行規則第11条第5号イ～ニ	2- (2) ア-⑦-イ 2- (3) -④ 3- (1) -イ-④
9. 電子マネーシステム等の利用	22		
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1)ロイヤリティー (2)電子マネー等利用手数料 (3)店舗端末機の保守・管理費用	22	施行規則第10条第12号 施行規則第11条第7号イ～ニ	2- (2) -ア-④
11. 売上代金等の送金と精算	23	施行規則第10条第13号	3- (1) -イ-②
12. 店舗の営業時間、営業日および休業日	24	施行規則第10条第8号	
13. テリトリー権	24	施行規則第10条第9号	2- (2) -ア-⑧
14. 競業禁止義務	24	施行規則第10条第10号	3- (1) -ア
15. 守秘義務	24	施行規則第10条第11号	
16. 店舗の構造と内外装等についての特別義務	24	施行規則第10条第16号	
17. 契約違反をした場合に生じる金銭の支払い その他義務の内容	25	施行規則第10条第17号	
後記 「チェックシート」	26		

フランチャイズ契約のご案内

会社名 山崎製パン株式会社（デイリーヤマザキ事業統括本部）
本部所在地 〒272-8530 千葉県市川市市川一丁目9番2号
担当部門 営業本部 開発部
電話番号 047-323-0132
フリーダイヤル 0120-12-8039

本資料は、これからニューヤマザキデイリーストアチェーン（以下「ニューYDS」といいます）に加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法施行規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って弊社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、本資料だけでなく、できる限りたくさんの資料を読んだり、第三者にも相談したり、あるいはご自分で実地調査をするなど、十分に時間をかけてご判断してください。もし、ご不明な点や、本資料にないことでもご確認したいことがあれば、ご遠慮なく弊社（デイリーヤマザキ事業統括本部）にお問い合わせください。

また、フランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問合せください。

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
電話番号 03-5777-8701（代）
HP <http://www.jfa-fc.or.jp/>

この案内は平成29年4月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ流通政策課に提出しているものです。

なお、本資料は、弊社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をしていただくことが必要です。

ニューYDSチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、弊社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討頂きまして誠に有難うございます。

弊社（デイリーヤマザキ事業統括本部）（以下本部という）は「ニューYDS」の名のもとにフランチャイズシステムでコンビニエンスストア事業を展開しております。

デイリーヤマザキチェーンの店舗は、コンビニエンスストア事業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ニューYDSイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、ニューYDSチェーンの経営に参加する方々にはフランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からニューYDSとは異なる独自の経営手法を重視され、ニューYDSのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、ニューYDSへの加盟をお勧めできません。

ニューYDSチェーンは、本部と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。弊社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことがニューYDS店舗の経営成功の鍵なのです。

ニューYDS店舗の経営をされる加盟者の成功が弊社の成長の源でありますので、弊社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と弊社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

1. 弊社の経営理念

経営基本方針

綱領

- (1) わが社は、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とし、個人の尊厳と自由平等の原理に基づき、困難に屈することのない勇気と忍耐とによって高い倫理的水準に導かれる事業を永続させること。
- (2) われわれは、常に良きものへ向って絶えず進歩しつづけるため、各人が自由な決心に基づき、正しき道につき、断固として実行し、自主独立の協力体制を作り、もって使命達成に邁進すること。

具体方針

- ①最高の品質と最善のサービス（今日到達しうるベストクオリティー・ベスト サービスの実践、実行、実証）を目標とし、品質は今到達しうる最高のものであり、新鮮であること。
それは製品、組織、仕事、工場、財産並びに設備のなかに表わさるべきこと。
- ②充実した効率のよい積極的な組織体を作りあげ、そして維持拡充していくため、あらゆる可能の努力を注ぐこと。
その組織体の人々は、会社を信頼し、仕事が喜びであり、普通ではできない仕事を完遂することが個人的な願望にまでなっていること。
- ③入手できる限りの、事業に独特な要求に適合した最善の設備と施設を備えること。
この設備や施設の調達は、維持運営が経済的であることと会社の組織に最も仕事をしやすい道具を与えるという二つの観点から考えられること。
- ④産業界と一般社会との間に協力関係を創り出し、維持していくため、実行可能な一切のを行なっていくこと。
- ⑤業務の遂行に関するすべての決定を行なうにあたって、常にその一件を処理する上での便宜よりも、事業全体にとって何が正しいか、何が最善であるかを中心に考えること。
- ⑥顧客に接するときは、常に公明正大で、かつ相手が何を欲しているかを十分に考慮すること。
配達や品質やサービスについては、その成果が最優秀なものになるように努力すること。

2. 事業者の概要

- (1) 社名 山崎製パン株式会社
- (2) 所在地 (本店) 〒101-8585 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
(本部) 〒272-8530 千葉県市川市市川一丁目 9 番 2 号
(TEL) 047-323-0132 (フリーダイヤル) 0120-12-8039
(URL) <http://www.daily-yamazaki.jp/>
- (3) 資本金 110 億 1,414 万 3 千円
- (4) 設立年度 昭和 23 年
- (5) 事業内容 パン、和菓子、洋菓子、調理パン・米飯類の製造及び販売並びに
その他仕入れ商品の販売、ベーカリーの経営
フランチャイズチェーンシステムに基づくコンビニエンスストアの
経営および加盟店の募集・指導に関する事業
- (6) デイリーヤマザキフランチャイズ事業の開始年度
昭和 52 年
- (7) 主要株主 飯島興産株式会社、公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団
株式会社日清製粉グループ本社、
三菱商事株式会社、住友商事株式会社、丸紅株式会社、
明治安田生命保険相互会社
- (8) 主要取引銀行 みずほ銀行
- (9) 従業員数 18,628 人 (平成 28 年 12 月 31 日現在)
- (10) 重要な子会社
- 株式会社不二家 (東京都文京区大塚 2-15-6 ニッセイ音羽ビル)
事業内容 洋菓子、チョコレート、キャンディ、クッキー等の製造及び販売
- 株式会社サンデリカ (東京都千代田区岩本町 3-10-1)
事業内容 調理パン、米飯類等の製造及び販売
- ヤマザキビスケット株式会社 (東京都新宿区西新宿 1-26-2 新宿野村ビル 40F)
事業内容 ビスケット、スナック等の製造及び販売
- 株式会社ヴィ・ド・フランス (東京都江戸川区西葛西 6-19-6 パン科学会館 2F)
事業内容 ベーカリーカフェの経営
- 株式会社東ハト (東京都豊島区南池袋 1-13-23 池袋 YS ビル 3F)
事業内容 ビスケット、スナック等の製造及び販売
- 株式会社イケダパン (鹿児島県始良市平松 5000)
事業内容 パン、和・洋菓子、米飯類等の製造及び販売
- 大徳食品株式会社 (奈良県大和郡山市西町 123-6)
事業内容 麺類の製造及び販売
- ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ, Inc. (米国ヴァージニア州ヴィエナ市)
事業内容 ベーカリー製品の製造及び販売並びにベーカリーカフェの経営
- 株式会社ヴィ・ディー・エフ・サンロイヤル (埼玉県春日部市南栄町 9-10)
事業内容 パン用冷凍生地等の製造及び販売並びにインスタベーカリーの経営

- 株式会社サンキムラヤ（山梨県甲府市西下条町 1065-1）
 事業内容 パン、和・洋菓子、米飯類等の製造及び販売
- 株式会社スリーエスフーズ（京都府久世郡久御山町佐山新開地 280）
 事業内容 パンの製造及び販売
- 株式会社高知ヤマザキ（高知県高知市大津乙 1750）
 事業内容 パン、和・洋菓子等の製造及び販売
- 株式会社末広製菓（新潟県新潟市西蒲区西長島 779）
 事業内容 米菓、調理パン、米飯類等の製造及び販売
- 株式会社ヤマザキ物流（東京都清瀬市旭が丘 1-255-3）
 事業内容 物流事業
- 株式会社サンロジスティックス（埼玉県所沢市日吉町 18-1 ARAI181 ビル 3F）
 事業内容 物流事業
- 株式会社ヤマザキエンジニアリング（東京都千代田区岩本町 3-8-16NOF 神田岩本町ビル）
 事業内容 食品製造設備の設計、監理及び工事の請負

- (注)1. (株)大徳食品は、(株)サンデリカの子会社です。
 2. (株)サンロジスティックスは、当社と(株)ヤマザキ物流が各 50%ずつ出資しています。

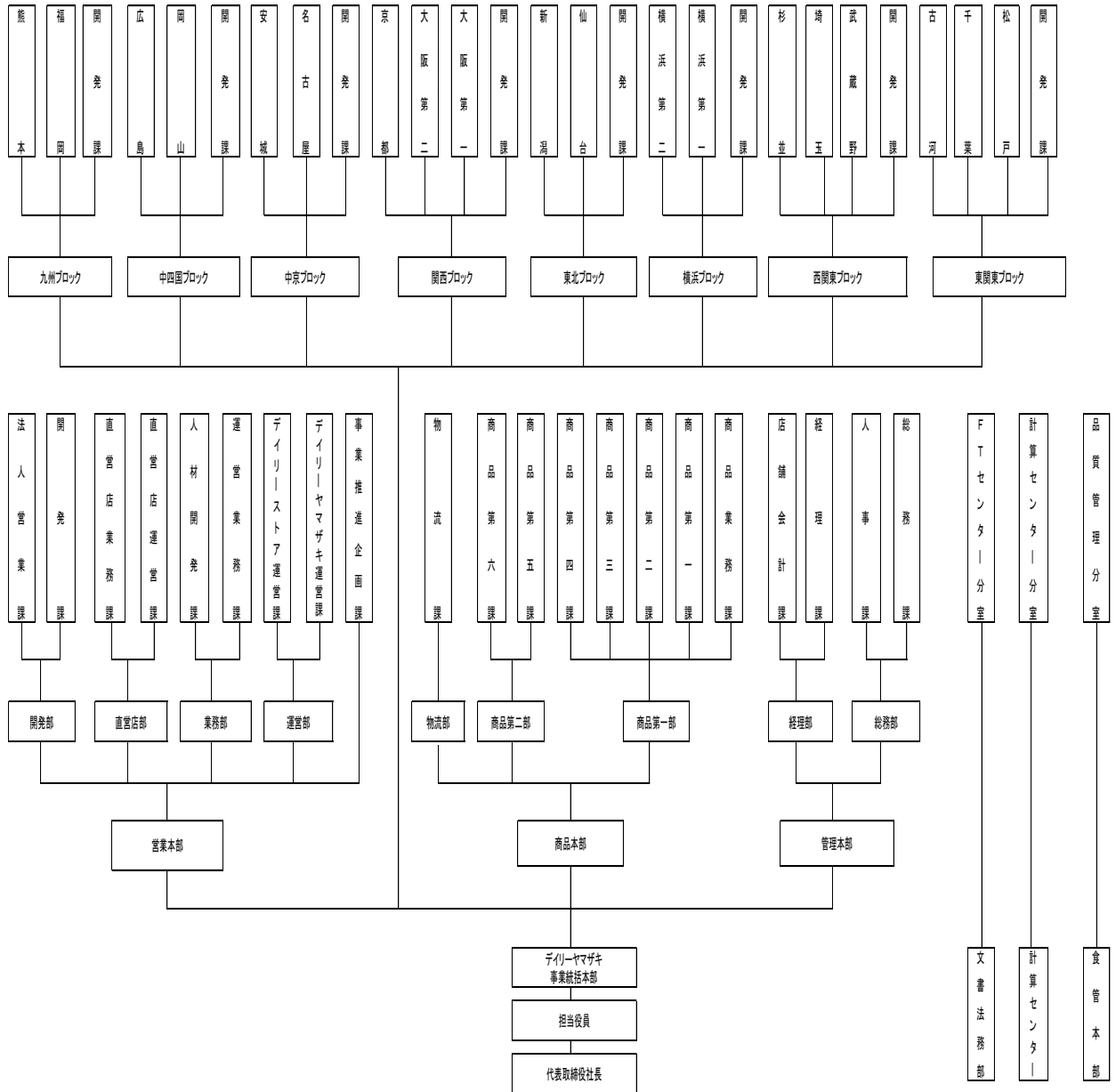
【沿革】

昭和 23 年	3 月	創業者飯島藤十郎により千葉県市川市に山崎製パン所を開業、パンの委託加工を開始
	6 月	山崎製パン株式会社を資本金百万円をもって千葉県市川市に設立
昭和 24 年	8 月	和菓子を製造開始
昭和 25 年		洋菓子を製造開始
昭和 26 年	3 月	両国工場稼働、東京都に進出（昭和 38 年閉鎖）
昭和 30 年	1 月	市川第二工場稼働。近代設備を導入し、食パンの量産化、スライス包装食パンを製造開始（昭和 47 年閉鎖）
昭和 34 年	11 月	横浜第一工場稼働（当時(株)山崎製パン横浜工場）
昭和 35 年	4 月	杉並工場竣工稼働
昭和 37 年	4 月	本社を千葉県市川市より東京都墨田区へ移転
	6 月	市川駅前直売店を分離し、(株)ヤマザキを設立
	7 月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
昭和 38 年	9 月	千葉工場稼働（当時(株)山崎製パン千葉工場）
	10 月	経営基本方針を制定 武蔵野工場竣工稼働
昭和 39 年	4 月	横浜第一工場を横浜市戸塚区に移転稼働
昭和 41 年	3 月	松戸工場竣工稼働
	6 月	シンボルマークとして太陽マーク、シンボルキャラクターとしてスー ジーちゃんマークを使用開始
	7 月	大阪第一工場竣工稼働（当時(株)山崎製パン大阪工場）関西に進出
	11 月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
	12 月	大阪証券取引所市場第一部に株式上場
昭和 42 年	3 月	名古屋工場竣工稼働（当時(株)山崎製パン大阪工場の名古屋工場）
	7 月	(株)スーパーヤマザキ設立
	11 月	新潟工場稼働（当時(株)山崎製パン新潟工場）
昭和 43 年	1 月	千葉工場を千葉食品コンビナートに移転竣工稼働
	4 月	福岡工場稼働（当時(株)山崎製パン福岡工場）

昭和 44 年	1 月	仙台工場竣工稼働
	4 月	福岡工場を福岡県粕屋郡に移転竣工稼働
昭和 45 年	1 月	大阪第二工場竣工稼働（当時(株)山崎製パン大阪工場の大阪第二工場）
	10 月	米国ナビスコ社及び日綿実業(株)（現双日(株)）と合弁会社ヤマザキ・ナビスコ(株)設立
昭和 46 年	4 月	(株)関西ヤマザキ設立。関西工場各社を吸収合併
	10 月	古河工場竣工稼働（当時山崎製菓(株)古河工場）
昭和 48 年	2 月	広島工場竣工稼働（当時(株)関西ヤマザキ広島工場）
	7 月	(株)末広製菓設立
	8 月	秋田いなふく米菓(株)設立
	11 月	本社を東京都墨田区から千代田区岩本町 3-2-4 へ移転
	12 月	武蔵野工場再建稼働
昭和 50 年	2 月	京都工場竣工稼働（当時(株)関西ヤマザキ京都工場）
昭和 51 年	3 月	横浜第二工場竣工稼働
	7 月	ヤマザキ保険サービス(株)設立
昭和 52 年	10 月	(株)サンロイヤル（現(株)ヴイ・ディー・エフ・サンロイヤル）がインストアベーカリー事業を開始
	12 月	(株)サンエブリー設立（コンビニエンスストア事業進出）
昭和 54 年	11 月	岡山工場竣工稼働（当時(株)関西ヤマザキ岡山工場）
昭和 55 年	5 月	(株)サンデリカ設立
昭和 56 年	5 月	香港に香港山崎麵包有限公司設立
	12 月	埼玉工場埼玉第二東村山工場稼働（当時武蔵野第二工場）
昭和 57 年	1 月	デイリー事業部と(株)サンエブリーを統合し、(株)サンショップヤマザキとしてコンビニエンスストア事業を本格展開
昭和 58 年	5 月	仏国グラン・ムーラン・ド・パリ社と技術導入契約を締結
	10 月	千葉製粉(株)と合弁会社(株)サンミックス設立
昭和 59 年	4 月	(株)関西ヤマザキが(株)イート食品（現(株)高知ヤマザキ）の株式を取得
	7 月	(財)食品科学振興財団設立（平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行し、(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団に名称変更）
		タイ国に現地法人との合弁会社 THAI YAMAZAKI CO., LTD. 設立
	8 月	熊本工場竣工稼働（当時(株)関西ヤマザキ熊本工場）
	11 月	伊勢崎工場竣工稼働
昭和 61 年	1 月	(株)関西ヤマザキを吸収合併
	10 月	(株)サンキムラヤ設立
昭和 62 年	4 月	台湾に台湾山崎股份有限公司設立
昭和 63 年	4 月	安城冷生地事業所竣工稼働
	6 月	仏国に YAMAZAKI FRANCE S. A. 設立
	7 月	米国ナビスコ社より、ヤマザキ・ナビスコ(株)の株式を取得し、当社の持株比率が 40%から 80%に増加
平成元年	4 月	(株)イケダパンの株式を取得
	6 月	(株)ヤマザキエンジニアリング設立
平成 2 年	2 月	米国の IKEDA BAKERY U. S. A., INC. の株式を取得（現 YAMAZAKI CALIFORNIA INC.）
	4 月	(財)国際開発救援財団設立（平成 22 年 11 月に公益財団法人に移行）
	11 月	安城工場竣工稼働
平成 3 年	4 月	米国に VIE DE FRANCE BAKERY YAMAZAKI, INC. 設立（現 VIE DE FRANCE YAMAZAKI, INC.）
平成 4 年	2 月	松戸工場松戸第二工場竣工稼働
	7 月	(株)サンロイヤル旭川設立
	9 月	札幌工場稼働
平成 5 年	2 月	阪南工場稼働
平成 6 年	1 月	十和田工場稼働
		イズヤパン(株)の株式を取得
		(株)札幌パリの株式を取得

平成 7 年	2 月	(株) ヴィ・ド・フランス設立
平成 9 年	10 月	(株) 岡山イワミ食品設立
	11 月	本社を千代田区岩本町 3-10-1 へ移転
平成 10 年	3 月	マレーシアに SUNMOULIN YAMAZAKI SDN. BHD 設立
平成 11 年	1 月	(株) サンショップヤマザキを(株) デイリーヤマザキに社名変更 (株) ヤマザキデリカ設立
	5 月	シンガポールに SUNMOULIN YAMAZAKI (SINGAPORE) PTE. LTD. 設立
平成 12 年	2 月	埼玉工場埼玉第一工場稼働
	4 月	(株) サンロイヤルと(株) ヴィ・ド・フランスを合併、(株) ヴィ・デー ー・エフ・サンロイヤルと社名変更
	6 月	(株) ヤマザキクリーンサービス設立
平成 13 年	2 月	(株) サンロジスティックス設立 (現(株) ヤマザキ物流)
	7 月	ヴィ・ド・フランス営業本部を会社分割し、(株) ヴィ・ド・フランス を設立
平成 14 年	5 月	(株) スリーエスフーズ設立
平成 15 年	1 月	(株) 金沢ジャーマンベーカリーの株式を取得
	2 月	(株) サンロジスティックス設立 (旧(株) サンロジスティックスは(株) ヤマザキ物流に商号変更)
	7 月	クールデリカ事業部門を会社分割し、(株) サンデリカに事業統合
平成 16 年	3 月	中国に上海山崎面包有限公司設立
平成 18 年	1 月	シンガポールの FOUR LEAVES PTE. LTD. の株式を取得
	7 月	(株) 東ハトの株式を取得
平成 19 年	2 月	(株) 食品共配システム設立
	4 月	(株) 不二家と業務資本提携し、株式を取得 (持株比率 35%)
	5 月	神戸冷生地事業所竣工稼働
平成 20 年	11 月	(株) 不二家と新たな業務資本提携契約を締結し、株式を追加取得 (持 株比率 51%)
平成 21 年	8 月	日糧製パン(株) と業務資本提携し、株式を取得 (持株比率 28.4%)
平成 21 年	11 月	ヤマザキ保険サービス(株) が(株) ヤマザキを合併し、(株) ヤマザキに 商号変更
平成 24 年	1 月	イズヤパン(株) の製造販売事業を、(株) 札幌パリに統合
	4 月	(株) サンデリカが(株) サンロイヤル旭川を吸収合併
	5 月	(株) サンデリカが大徳食品(株) の株式を取得
平成 25 年	1 月	インドネシアの PT YAMAZAKI INDONESIA の株式を取得
	7 月	(株) デイリーヤマザキを吸収合併
平成 26 年	4 月	(株) 不二家が(株) スイートガーデンの株式を取得
	7 月	(株) サンデリカが(株) 岡山イワミ食品と(株) ヤマザキデリカを吸収合 併

3. 会社組織図



山崎製パン株式会社
 デイリーヤマザキ事業統括本部組織図
 (平成 29 年 3 月 31 日)

4. 役員一覧

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯島 延浩	
取締役副社長	山田 憲典	株式会社不二家 代表取締役会長
専務取締役	吉田 輝久	総務・人事担当
専務取締役	飯島 幹雄	営業・デイリーヤマザキ事業担当
常務取締役	横濱 通雄	経理・財務担当
常務取締役	会田 正久	総務担当、総務本部長兼管財部長
常務取締役	犬塚 勇	営業担当、営業統括本部長
常務取締役	関根 治	広域流通営業担当
常務取締役	飯島 佐知彦	株式会社東ハト代表取締役社長
常務取締役	深澤 忠史	生産・施設・食品安全衛生管理担当、生産統括本部長
常務取締役	園田 誠	人事担当
取締役	荘司 芳和	購買本部長
取締役	吉田谷 良一	生産管理本部長
取締役	畑江 敬子	社外取締役
常勤監査役	大本 一弘	
常勤監査役	松田 道弘	社外監査役
常勤監査役	松丸 輝夫	
監査役	村上 宣道	社外監査役
監査役	齋藤 昌男	社外監査役

山崎製パン株式会社

(平成 29 年 4 月 10 日現在)

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	科 目	第 67 期 (H26. 12. 31)	第 68 期 (H27. 12. 31)	第 69 期 (H28. 12. 31)
資 産 の 部	流動資産	157,108	154,537	148,153
	現金及び預金	63,381	61,111	53,296
	売掛金	71,173	71,590	73,057
	その他	22,714	21,984	21,891
	貸倒引当金	△161	△148	△91
	固定資産	367,997	369,489	377,481
	有形固定資産	196,717	193,961	199,560
	建物	51,285	49,827	59,388
	機械及び装置	44,253	42,761	42,497
	車両運搬具	2,963	3,156	3,505
	土地	78,467	78,021	78,531
	その他	19,746	20,193	15,637
	無形固定資産	11,093	8,799	6,612
	投資その他資産	160,186	166,728	171,308
	投資有価証券	40,397	55,926	51,394
	関係会社株式	75,116	75,863	83,846
	関係会社長期貸付金	2,685	2,403	3,138
	繰延税金資産	16,551	8,771	10,461
	賃貸固定資産	6,590	6,438	6,572
	その他	21,260	19,842	18,643
貸倒引当金	△2,414	△2,519	△2,749	
	資産合計	525,106	524,026	525,635
負 債 の 部	流動負債	159,216	156,563	159,897
	買掛金	54,390	54,354	54,965
	短期借入金	17,650	17,650	17,650
	1年内返済予定の長期借入金	14,024	13,432	12,832
	未払費用	27,406	27,648	27,760
	従業員預り金	6,205	6,212	6,234
	その他	39,539	37,266	40,454
	固定負債	121,221	101,528	90,867
	長期借入金	38,596	25,164	12,332
	退職給付引当金	67,908	63,868	66,458
	債務保証損失引当金	—	—	—
その他	14,716	12,496	12,077	
	負債合計	280,437	258,092	250,764

	科 目	第 67 期 (H26. 12. 31)	第 68 期 (H27. 12. 31)	第 69 期 (H28. 12. 31)
純 資 産 の 部	株主資本	228,747	238,600	249,788
	資本金	11,014	11,014	11,014
	資本剰余金	9,676	9,676	9,676
	利益剰余金	208,883	218,780	229,993
	利益準備金	2,753	2,753	2,753
	その他利益剰余金	206,130	216,026	227,240
	自己株式	△826	△ 870	△ 895
	評価・換算差額等	15,920	27,332	25,082
	その他有価証券評価差額金	15,920	27,332	25,082
		純資産合計	244,668	265,933
	負債および純資産合計	525,106	524,026	525,635

(2) 損益計算書

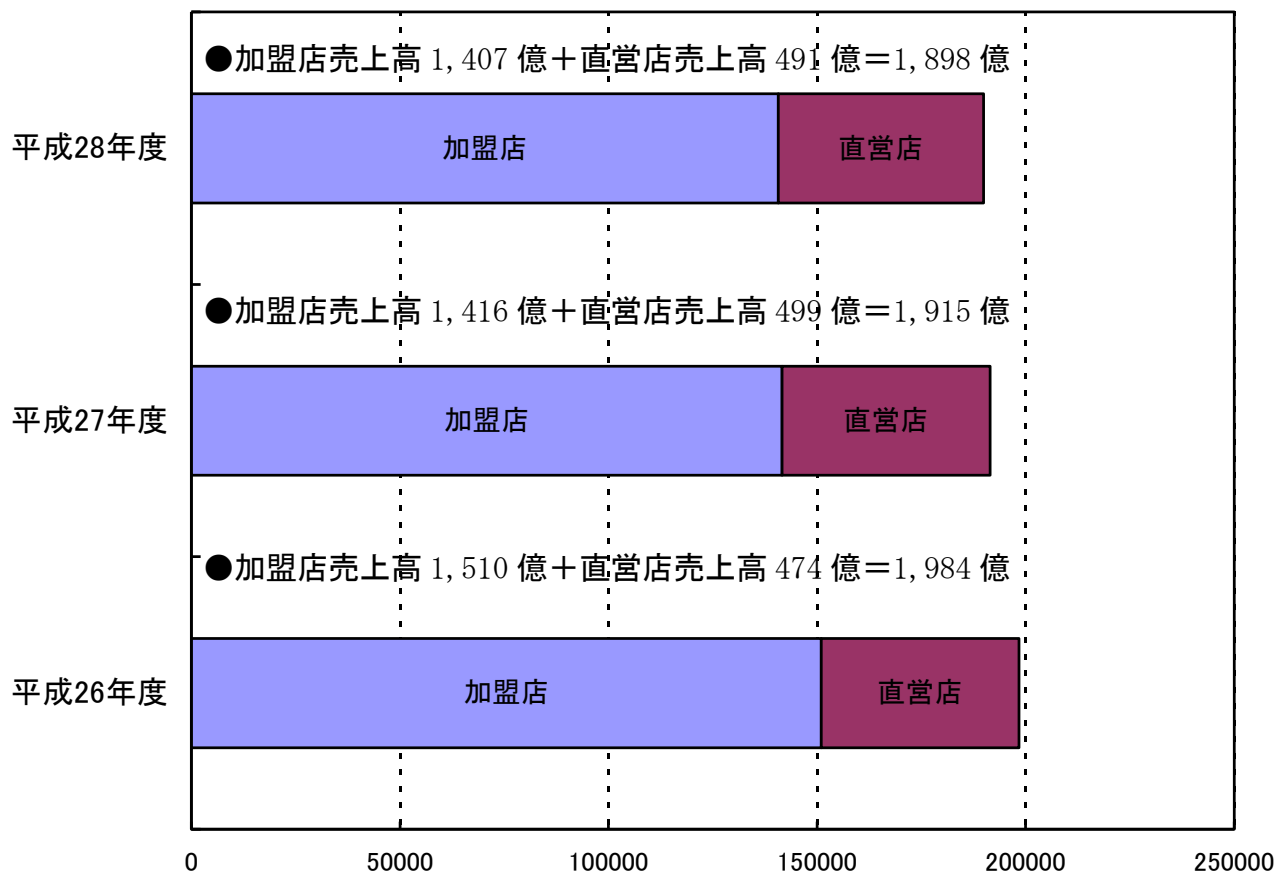
(単位：百万円)

科 目		第 67 期 H26. 1. 1～ H26. 12. 31	第 68 期 H27. 1. 1～ H27. 12. 31	第 69 期 H28. 1. 1～ H28. 12. 31
経常 損 益 の 部	営業損益の部			
	売上高	695,538	720,205	735,103
	売上原価	466,687	483,958	489,690
	売上総利益	228,851	236,247	245,413
	販売費及び一般管理費	216,048	218,574	221,984
	営業利益	12,802	17,672	23,428
	営業外損益の部			
	受取利息及び配当金	1,633	1,516	1,354
	その他の営業外収益	3,052	2,553	2,622
	営業外収益	4,685	4,069	3,977
	支払利息	799	742	548
	その他の営業外費用	422	450	515
営業外費用	1,222	1,193	1,064	
経常利益	16,265	20,548	26,341	
特 別 損 益 の 部	固定資産売却益	36	30	83
	投資有価証券売却益	640	227	443
	貸倒引当金戻入額	—	—	—
	債務保証損失引当金戻入額	—	—	—
	その他	19	—	139
	特別利益	697	257	666
	固定資産売却及び除却損	942	1,136	1,381
	震災関連費用	—	—	—
	投資有価証券評価額	—	—	—
	債務保証損失引当金繰入額	—	—	—
	貸倒引当金繰入額	—	—	—
	ソフトウェア投資支援費用	—	—	—
その他	2,189	1,431	1,939	
特別損失	3,132	2,567	3,320	
税引前当期純利益	13,830	18,238	23,687	
法人税、住民税及び事業税	7,080	8,016	8,809	
法人税等調整額	△922	982	154	
当期純利益	7,673	9,239	14,724	

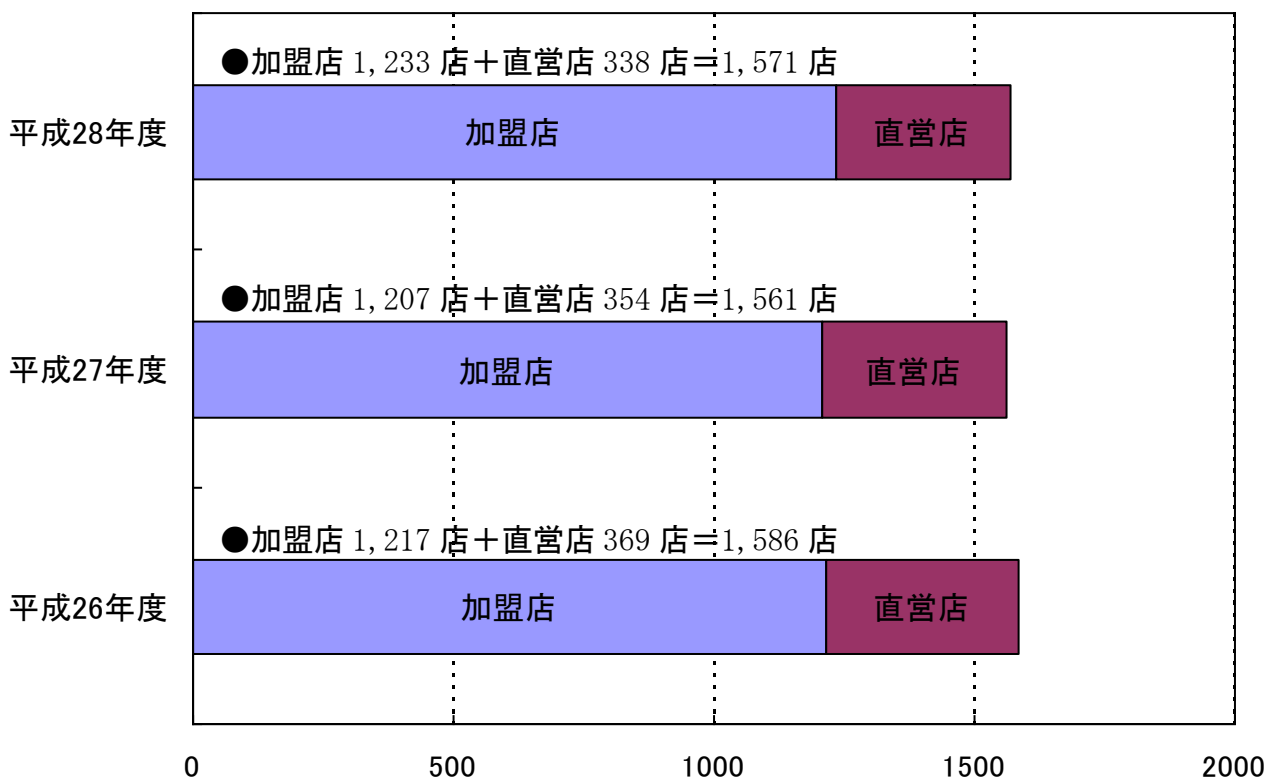
6. 売上・出店状況

(1) 全店売上高推移

1億円未満は省略しております。



(2) 店舗数推移



7. 加盟者の店舗に関する事項

- (1) 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

事業年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
第67期(H26.1.1~H26.12.31)	113
第68期(H27.1.1~H27.12.31)	118
第69期(H28.1.1~H28.12.31)	117

(NYDS含む)

- (2) 直近3事業年度の各事業年度内に解約された契約に係る加盟者の店舗数

事業年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
第67期(H26.1.1~H26.12.31)	33
第68期(H27.1.1~H27.12.31)	24
第69期(H28.1.1~H28.12.31)	26

(NYDS含む)

- (3) 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

事業年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
第67期(H26.1.1~H26.12.31)	276	55
第68期(H27.1.1~H27.12.31)	194	82
第69期(H28.1.1~H28.12.31)	255	20

(NYDS含む)

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数および当社から提起した訴えの件数

事業年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社から提起した訴えの件数
第65期(H24.1.1~H24.12.31)	4件	7件
第66期(H25.1.1~H25.12.31)	1件	2件
第67期(H26.1.1~H26.12.31)	0件	1件
第68期(H27.1.1~H27.12.31)	1件	1件
第69期(H28.1.1~H28.12.31)	1件	0件

第Ⅱ部 ニューYDSフランチャイズ契約の要点について

1. 契約の名称等

(1) 契約の名称

ニューYDSフランチャイズ契約書（以下「FC契約」といいます）

(2) 契約の本旨

コンビニエンスストアをフランチャイズにて経営することを目的とした加盟契約

(3) 費用の負担区分

店舗設備その他費用の負担区分は、概ね次のとおりです。

土地 建物	内外装 工事費	販売用什器		非販売 用什器	外装 看板	商品	水道 光熱費
		店舗端末機	その他				
加盟者	加盟者	当社	加盟者	加盟者	当社	加盟者	加盟者

(注)1. 店舗端末機は標準仕様一式に限り当社にて負担(無償貸与)します。この一式にはストアコントローラ(パソコン)1台、POSレジ2台、スーパースキャナーターミナル(発注検品端末)2台、汎用リーダライタ端末2台、ピンパッド2台、プリンター1台、専用ラック1台、基本ソフト、設置費用、オンライン回線の開設料が含まれます。

加盟者は店舗端末機を稼働させるために必要な電気料金、消耗品代、その他の費用を負担するものとします。また、加盟者は当社に対し、後記10(3)に記載の店舗端末機の保守・管理費用を支払うものとします。

2. 外装看板は、当社標準仕様のものにつき、当社にて負担(無償貸与)します。

2. 予想売上、予想収益の説明

当社は、予想売上や予想収益に関する数値を提示しません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 研修費

金額	金340,000円(消費税別途必要)
性質	ニューYDS店の開店前に、当社の指示する研修を受講するための費用
支払時期 および方法	FC契約締結時に現金一括支払
返還の有無 および条件	中途解約、契約期間満了いずれの場合でも、また、如何なる事情があっても返還しません。

(2) 営業保証金

金額	金1,500,000円
性質	FC契約および関連する契約に基づく加盟者の当社に対する一切の債務に関する担保
支払時期 および方法	FC契約締結時に現金一括支払
返還の有無 および条件	FC契約終了後に残存債務を精算のうえ、残額を返還します。

4. オープンアカウント、金銭貸付・貸付の斡旋等の与信利率

制度としてありません。

5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売または斡旋する商品の種類

当社は加盟者に対し、当社の製造する製品および当社の取り扱う商品(以下総称して「当社商品」といいます)を販売するとともに、当社の推奨する業者(以下「推奨業者」といいます)の取り扱う商品(以下「推奨商品」といいます)を斡旋します。

- ① 生鮮、デリカ
- ② パン
- ③ 菓子
- ④ 一般食品
- ⑤ 飲料・アイス
- ⑥ ファーストフード
- ⑦ 雑貨
- ⑧ 雑誌・新聞
- ⑨ たばこ
- ⑩ 酒
- ⑪ その他公共料金の収納代行等のサービス業務

なお、上記商品、受託販売、サービスの種類は変更することがあります。

また、たばこ・酒類等、官公庁の販売免許・許可等を必要とする商品の販売については、免許・許可等なく対象商品の販売はできません。

(2) 商品の供給条件

当社又は当社の推奨業者は、加盟者に対し、加盟者の発注に基づいて、継続的に推奨商品を供給します。

(3) 商品の配送頻度

商品の種類	配 送 日	回 数/日
生鮮デリカ	毎 日	2回(一部地域1回)
ファーストフード	毎 日	2 回
パン	毎 日	2 回
飲料	週 6、7 日	1 回
アイス	週 6、7 日 一部エリア (夏6日、冬3日)	1 回
一般食品	週 3 日	1 回
菓子	週 3 日	1 回
雑貨	週 3 日	1 回
雑誌・新聞	週 6、7 日	1 回
酒	週 6 日	1 回
たばこ	週 3 日	1 回
用度品	週 6、週 3、週 1 商品により回数が異なります。	1 回

(注) 1. 配送時刻については、当社開発員にご確認ください。

2. この表の内容はやむを得ない事情により予告なしに変更することがありますので、ご了承ください。

3. 店舗によっては上記内容と異なる場合がございます。

(4) 商品の返品

加盟者は、引渡しを受けた当社商品および推奨商品を返品することはできません。ただし、当社商品または推奨商品に瑕疵があるときはこの限りではありません。

(5) 推奨商品の選定等

ニューYDSチェーン全体の利益および信用の維持ならびに統一イメージの確保のため、加盟者は、当社商品および推奨商品の中からその取り扱う商品を可能な限り選定するものとします。加盟者は、当社商品および推奨商品以外の商品を取り扱う場合、事前に当社に対し、当社が定める書式による推奨外商品取扱通知書を提出するものとします。加盟者から上記通知書の提出を受けた場合、当社は当該商品がニューYDSチェーンのイメージまたは信用を損なうおそれのあること、その他正当な理由のある場合に限り、加盟者にその理由を示して当該商品の取扱いの停止を求めることができます。

(6) 商品の代金の決済方法

当社は、加盟者が仕入れた推奨商品の売買代金を、加盟者に代わり推奨業者に支払います。当社と加盟者との間の当社商品の売買代金および推奨商品代金の支払代行金の決済方法は、後記11（売上代金等の送金と精算）のとおりとします。

(7) 商品の販売方法

加盟者は、いかなる商品であっても当社の指示に従い衛生的な店舗環境で販売するものとします。

加盟者は、当社商品および推奨商品を当社の許可なく店舗外で販売しないものとします。

(8) 商品の販売価格

当社は、ニューYDSの統一チェーンイメージを維持するために、当社商品および推奨商品の標準売価を提示しますが、加盟者はこれに拘束されるものではありません。

(9) 免許、許認可を要する商品の販売

取扱いに当たり官公庁の免許、許認可が必要な商品（例えば、酒類、たばこ）については、免許、許認可なく対象商品の販売はできません。

6. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修プログラム

加盟者は、開店前研修として、当社の研修室において次の研修プログラムを受講する必要があります（原則2名）。研修費34万円（消費税別途必要）は加盟者にご負担いただきますが、交通費および宿泊費は当社にて負担します。なお、研修期間は6日間の予定ですが、加盟者の習熟度により延長されることがあります。

①基本4原則に基づく店舗業務研修（接客、清掃、品揃え、鮮度管理）

②機器の操作

- ③商品検品・陳列等の平常業務に関するもの
- ④伝票処理
- ⑤仕入管理
- ⑥店長業務
- ⑦各種法令
- ⑧危機管理等に関するもの
- ⑨その他

- (2) 加盟者に対する継続的な運営指導の方法およびその実施回数
 当社の運営員が、加盟者の店舗を原則として毎月4回巡回訪問し、お客様の視点で店内チェックを実施したうえで、必要な指導・助言を行います。

7. 使用させる商標その他の表示に関する事項

- (1) 使用させる商標等の表示

FC契約に基づき、当社が加盟者に使用していただく商標、サービスマークおよびロゴ（以下「商標等」といいます）は次のとおりです。

①



②



③



④



(2) 商標等の使用についての条件

当社は加盟者に対し、F C契約の有効期間中、F C契約書に記載の特定のニューYDS店舗において、ニューYDS店の営業のためにのみ使用を許諾します。

8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

(1) 契約期間

契約期間は開店日から満5年間です。

(2) 契約の更新の条件および手続

契約期間満了の3ヵ月前までに、当社または加盟者のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、契約は自動的に3年間更新され、以後も同様です。

(3) 契約解除の要件および手続ならびに契約解除により生じる損害賠償の額

①契約期間満了による終了

当社または加盟者のいずれからも、契約期間または更新期間が満了する3ヵ月前までに、書面により解約の意思表示をしてF C契約を終了させることができます。

②中途解約

ア. 予告解約

契約期間中といえども、当社または加盟者は3ヵ月前までに書面による解約の予告を行えばF C契約を解約できます。

イ. 合意解約

契約期間中においても、立地条件その他の経済情勢の変化により店舗経営を継続することが当社および加盟者双方にとって不利益である場合、当社と加盟者との間で合意が成立すればF C契約を解約できます。この場合、当社および加盟者は、解約の条件について誠意をもって協議することとなります。

ウ. 当社からの契約解除

当社は、加盟者が次の事由の一に該当するときは、F C契約を解除することができます。

(ア) F C契約に違反したとき。

(イ) 売上代金、受託業務に係わる収納代金の送金義務その他の支払義務の履行を怠ったとき。

(ウ) 監督官庁から営業停止、営業免許もしくは登録の取消処分を受けたとき。

(エ) 自ら振り出しまたは引き受けた手形・小切手が不渡りとなり、その他支払を停止したとき。

(オ) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の行使による処分を受けたとき。

(カ) 会社更生、民事再生、特別清算、破産、競売、解散等の各手続の申立てがあったとき。

(キ) 直接、間接に当社の営業を妨害する行為があったとき。

(ク) ニューYDSチェーン全体の信用または統一イメージを著しく失墜させたとき。

- (ケ) 当社の指導、助言に従わず、意欲的な店舗経営が行われなかったとき。
- (コ) 経営状態が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき。
- (ク) その他信頼関係の破綻等取引を継続しがたい重大な事由があるとき。

③契約終了時に生じる金銭の支払いその他義務の内容

加盟者は、F C契約が解約、解除、期間満了またはその他の事由により終了した場合には、次の処置を講じる必要があります。

ア. F C契約が加盟者の解約申入れまたは当社からの契約解除により、契約開始日から3年未満の時点で終了した場合、加盟者は次の違約金を速やかに当社に支払うものとします。ただし、加盟者の解約に合理的理由があると当社が判断したときは、この限りではありません。

(ア) 契約開始日から1年未満の時点で終了したとき … 金60万円

(イ) 契約開始日から1年以降で2年未満の時点で終了したとき… 金50万円

(ウ) 契約開始日から2年以降で3年未満の時点で終了したとき… 金40万円

イ. 加盟者は、当社から付与されたニューYDSの営業権の行使を直ちに停止し、かつ、ニューYDS店の営業を停止するものとします。

ウ. 加盟者は、ニューYDSの手引書、資料等を直ちに当社に返還するものとします。

エ. 加盟者は、直ちに商標等の使用を中止し、すべての経営機密に属する情報書類、用具およびニューYDSを表示するすべての看板、工作物を当社の指示に従い、加盟者の費用負担にて返還または廃棄するものとします。

オ. 加盟者は、当社から貸与された店舗端末機一式を、F C契約に記載された所定のニューYDS店において当社に返還するものとします。この返還に際し、当社は専門業者を手配して店舗端末機一式の撤去（清掃、データ消去等の原状回復作業を含む）を実施するものとし、加盟者は当社の請求に従い、その費用として金299,000円（消費税別途必要）を負担するものとします。

カ. 加盟者が前記②ウの契約解除事由の一に該当したときは、F C契約に基づく当社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、残存債務全額を直ちに当社に支払うものとします。

キ. 加盟者は、F C契約の終了を停止条件として、契約終了時における加盟者の当社に対する一切の債務を担保するため、契約終了時において加盟者の店舗に存するすべての商品（以下「在庫品」といいます）を当社に譲渡するものとします。

当社は、在庫品を換価処分または評価のうえ、その処分代金または評価額をもって加盟者の債務の全部または一部に充当します。充当後、処分代金または評価額に剰余が生ずる場合、当社はその金額を加盟者に支払います。

9. 電子マネーシステム等の利用

- (1) 当社は加盟者に対し、電子マネーシステムおよびクレジットカード決済システム（以下総称して「電子マネーシステム等」といいます）を提供し、加盟者はこれを顧客との間の売買取引の決済のために利用するものとします。利用できる電子マネーシステム等の種類は、当社が加盟者に別途通知します。
- (2) 加盟者は、顧客からICカード等および現金の提示により電子マネーのチャージ（積み増し）を求められた場合、当社の指導に従い、正当かつ適法にこれを実施するものとします。
- (3) 加盟者は、当社が別途配付する「電子決済およびクレジットカード決済に関する取扱要領」における加盟店としての義務を遵守するとともに、加盟者の従業員、その他加盟者の業務を行う者にもこれを遵守させるものとします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

(1) ロイヤリティー

①ロイヤリティーの金額または算定方法（消費税別途必要）

ア. 物販ロイヤリティー … 物品の販売に係わる各月の総売上高の3%。ただし、物販ロイヤリティーの下限は月額180,000円としますが、開店月と閉店月については下限を設定しません。

イ. 手数料ロイヤリティー … 受託業務に係わる各月の手数料収入額の30%。

受託業務とは、加盟者が、委託業者が提供する物品や役務の代価または税金を委託業者に代わり顧客から収納し（以下、収納した代価等を「収納代金」といいます）、その対価として加盟者が各種手数料を得る業務のことを指し、例えば、次のようなものが該当します。なお、当社は、収納代金を加盟者から受領し、これを委託業者に送金します。

(ア) 電気、水道、ガス、電話、NHK放送受信料等の公共料金の収納代行。

(イ) 宅配便料金、通信販売代金、電子マネーチャージの対価等の各種料金の収納代行。

(ウ) 自動車税、固定資産税等の税金の収納代行。

(エ) その他当社が新たに斡旋する上記(ア)から(ウ)に準ずる業務であって、当社が加盟者に事前に通知したものの。

②ロイヤリティーの性質

ロイヤリティーは、次の対価として頂戴します。

ア. 商標、サービスマークおよびロゴの使用権

イ. 販売促進情報や店舗管理システムの提供

ウ. 店舗巡回や研修会の開催

エ. その他の運営活動

③ロイヤリティーの徴収時期および方法

後記11（売上代金等の送金と精算）のとおりとします。

- (2) 電子マネーシステム等の利用に伴う手数料（以下「電子マネー等利用手数料」といいます）
- ①電子マネー等利用手数料の金額または算定方法（消費税込み）
電子マネーシステム等を利用した取引の消費税を含む取引金額の2%。
 - ②電子マネー等利用手数料の性質
電子マネーシステム等の利用の対価として頂戴します。
 - ③電子マネー等利用手数料の徴収時期および方法
後記11（売上代金等の送金と精算）のとおりとします。
- (3) 店舗端末機の保守・管理費用
- ①店舗端末機の保守・管理費用の金額または算定方法（消費税別途必要）
 - ア．サポートセンター費用 月額15,000円
 - イ．光回線等ネットワーク料 月額8,000円
 - ウ．UPS（無停電システム）メンテナンス費用
月額650円
 - ②店舗端末機の保守・管理費用の性質
店舗端末機の保守・管理のための費用として頂戴します。
 - ③店舗端末機の保守・管理費用の徴収時期および方法
後記11（売上代金等の送金と精算）のとおりとします。

11. 売上代金等の送金と精算

- (1) 加盟者は、日々の売上代金（ただし、電子マネーシステム等の取引に係わるものを除く。）および受託業務に係わる収納代金の各全額を翌日中に当社の指定する方法により当社の指定する銀行口座に送金するものとします。支払期日が銀行休業日の場合は、その翌営業日に送金するものとします。なお、送金手数料は当社が負担します。
- (2) 当社は売上代金および収納代金を預かり金として無利息にて保管します。当社は預かり金、電子マネーシステム等の取引に係わる加盟者の売上代金および受託業務に係わる加盟者の手数料収入を毎月末日に締め切り計算し、これからロイヤリティー、委託業者に送金する収納代金、当社商品の売買代金、推奨商品仕入代金相当額、電子マネー等利用手数料および店舗端末機に係る保守・管理費用を控除し精算します。
- (3) 精算後の金額がプラスとなる場合、当社はこれを翌月10日に加盟者の指定する銀行口座に振り込みます。支払期日が銀行休業日の場合、その翌営業日に振り込みます。なお、振込み手数料は当社が負担します。
- 精算後の金額がマイナスとなる場合、加盟者は当社の請求に従い、その不足する金額を翌月20日に当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。支払期日が銀行休業日の場合、その翌営業日に振り込むものとします。なお、振込み手数料は当社が負担します。

1 2. 店舗の営業時間、営業日および休業日

(1) 営業時間

店舗の営業時間は、午前7時から午後11時までを含む16時間以上が原則です。ただし、止むを得ない事情があると当社が判断した場合は、営業時間を短縮することがあります。

(2) 営業日および休業日

年中無休が原則です。ただし、店舗改装や火災、天災など特別な事情がある場合で、当社が止むを得ないと判断して承認したときは休業することができます。

1 3. テリトリー権

当社は加盟者に対し、加盟者の店舗が存在する地域（テリトリー）において、排他的または独占的に営業する権利を与えるものではありません。

1 4. 競業禁止義務

F C契約の有効期間中、加盟者はニューY D S事業類似の営業活動その他の行為をすることはできません。

1 5. 守秘義務

(1) 加盟者はF C契約に基づき知り得た当社の秘密事項を、F C契約の有効期間中は勿論、その終了後といえども厳重に保持しなければなりません。

(2) 加盟者はF C契約により知り得た顧客に関する個人情報を、当社の指示に従い厳重に管理するとともに、これを合理的な理由なく第三者に開示、提供または漏洩してはなりません。

1 6. 店舗の構造と内外装等についての特別義務

(1) 店舗の構造、内外装および販売用什器

ニューY D Sチェーンの統一店舗イメージを維持するため、加盟者は店舗の構造、内外装および販売用什器等を当社の定める店舗基準に基づき、当社の推奨する業者により施工するものとします。なお、販売用什器のうち、前記1 (3)の標準仕様の店舗端末機一式は、当社が加盟者に無償貸与します。

(2) 外装看板

外装看板は、当社標準仕様のものにつき、当社が加盟者に無償にて貸与します。ただし、その設置に要する工事費用ならびに設置後の保全、維持および管理に要する費用は加盟者の負担となります。

17. 契約違反をした場合に生じる金銭の支払いその他義務の内容

- (1) 加盟者が当社に対する各種債務を不履行としたときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- (2) その他加盟者が契約に違反し、FC契約が解除された場合には、前記8(3)③のとおり となります。

項 目	頁 数	確認年月日	チェック欄 (署名)	
			加盟希望者	説 明 者
フランチャイズ契約のご案内	1			
ニューYDSチェーンへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 山崎製パン株式会社について				
1. 弊社の経営理念	3			
2. 事業者の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・ 主要株主・主要取引銀行・従業員数・重要な子会社の 名称及び事業の種類・沿革等	4			
3. 会社組織図	8			
4. 役員一覧	9			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	10			
6. 売上・出店状況	13			
7. 加盟者の店舗に関する事項 (1) 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始 した加盟者の店舗数 (2) 直近3事業年度の各事業年度内に解約された契約に 係る店舗数 (3) 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に 係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に 係る加盟者の店舗数	14			
8. 訴訟件数	14			
第Ⅱ部 ニューYDSフランチャイズ契約の要点について				
1. 契約の名称等	15			
2. 予想売上、予想収益の説明	15			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 研修費 (2) 営業保証金	16			
4. オープンアカウント、金銭貸付・貸付の斡旋等の与信 利率	16			

項 目	頁 数	確認年月日	チェック欄 (署名)	
			加盟希望者	説明者
5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売または斡旋する商品の種類 (2) 商品の供給条件 (3) 商品の配送頻度 (4) 商品の返品 (5) 推奨商品の選定等 (6) 商品の代金の決済方法 (7) 商品の販売方法 (8) 商品の販売価格 (9) 免許、許認可を要する商品の販売	16			
6. 経営の指導に関する事項	18			
7. 使用させる商標その他の表示に関する事項	19			
8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	20			
9. 電子マネーシステム等の利用	22			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) ロイヤリティー (2) 電子マネー等利用手数料 (3) 店舗端末機の保守・管理費用	22			
11. 売上代金等の送金と精算	23			
12. 店舗の営業時間、営業日および休業日	24			
13. テリトリー権	24			
14. 競業禁止義務	24			
15. 守秘義務	24			
16. 店舗の構造と内外装等についての特別義務	24			
17. 契約違反をした場合に生じる金銭の支払いその他義務の内容	25			
後記 「チェックシート」	26			

平成 年 月 日

加盟希望者

私 _____ は、F C契約に関する上記すべての項目について、説明者から説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印

説 明 者

私 _____ は、F C契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者のご理解をいただきました。

説明者氏名 _____ 印